

# 仙台市農業委員会第 43 回総会議事録

I. 開催日時 令和 3 年 11 月 29 日（月曜日）午後 1 時 28 分から午後 2 時 58 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (19 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太	13 番 佐藤 千治	14 番 佐藤 とみ
	15 番 庄司 俊充	16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

IV. 欠席委員 (0 人)

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. あっせん会の報告
5. 議案
  - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件
  - 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
  - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
  - 第 4 号議案 競売に対する買受適格証明願承認の件
6. 協議
  - (1) 農地改良工事（現状変更）届出の事前協議について
7. 報告
  - (1) 農地改良工事（現状変更）届出
  - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出
  - (3) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出
  - (4) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出
  - (5) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知
  - (6) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件
  - (7) 売渡あっせん希望農地一覧表
  - (8) 令和 3 年度農地パトロール（利用状況調査）の実施結果について（最終報告）
  - (9) 農用地利用権設定利用調整会議（契約会）について（令和 4 年 4 月設定分）
  - (10) 令和 3 年度第 1 回地域振興委員会開催状況報告について
8. その他

- (1) 会長等報告
- (2) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて(農業振興課)
- (3) 農業用施設の不具合等の情報提供について(依頼)(農林土木課)
- (4) 事務局からの連絡事項
  - ①その他事務局からの連絡事項

## VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	加藤 隆	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主査	伊藤 秀宣
農地係主任	菊地 一郎	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

## VII. 会議の概要

1 開 会	開 会 (午後1時28分)
司会：主幹兼 振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第43回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：主幹兼 振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、欠席届出はありません。全員出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。  (異議なし)
議 長	それでは、13番佐藤千治委員、14番佐藤とみ委員を指名いたします。
議 長	議案に入る前に、あっせん会の報告を嶺岸若夫委員長からお願いします。
嶺岸若夫委員 (あっせん事業運営委員会 委員長)	あっせん会を11月4日に開催しました。その結果を報告します。 当日は、2件のあっせんがありました。 1件目は、若林区荒井の農地で、売渡申出人、買受申出人それぞれご本人が出席しました。あっせん委員は、農業委員から赤間敬委員が、農地利用最適化推進委員から熊坂茂彦委員が出席しました。あっせんの結果は、当初2筆の売買を希望しておりましたが、そのうち1筆を売買対象とすることで成立しました。あっせん調書に双方が署名捺印しています。2件目は、泉区松森の農地で、売渡申出

人の息子の妻と、買受申出人3名の中から代表者1名が出席されました。買受申出人のうち欠席者からは委任状が提出されました。あっせん委員は、農業委員から赤間敬委員が、農地利用最適化推進委員から戸ヶ瀬健治委員が出席しました。あっせんの結果成立し、あっせん調書に双方が署名捺印しています。2件とも、代金の支払い時期と方法、農地法第3条の許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法について確認しました。

以上、あっせん会の結果報告を終わります。

議 長

議案に入ります。 (午後1時34分)

第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会を、第二調査委員会が担当し、11月22日に実施いたしました。

今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行いますので、調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略しますが、調査の概要を説明していただきます。赤間敬第二調査委員会委員長から説明願います。

赤間敬第二調査委員会委員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会委員長赤間敬報告）

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を、11月22日に実施いたしました。調査は、5番大里重市委員、10番熊谷幸夫委員、11番郷古雅春委員と私（3番赤間敬委員）の4名で行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が9件、贈与による農業承継が1件、交換による耕作利便が1件、使用貸借による新規就農が1件、使用貸借による農業承継が1件の合計13件です。番号1番から3番の報告は11番郷古雅春委員、番号4番から6番の報告は私（3番赤間敬委員）から、番号7番から9番の報告は5番大里重市委員、番号10番から13番の報告は10番熊谷幸夫委員です。

議 長

第1号議案の番号1番については、19番柴田市郎委員の案件です。農業委員会に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで、柴田市郎委員は退席していただきます。

（柴田市郎委員退席）

議 長

それでは、最初に番号1番を審議することにいたします。

調査結果は書面報告とします。

(11 番郷古雅春委員報告)

番号1番は、使用貸借権の設定により農業経営の法人化を図るものです。譲受人は新設法人で、農地所有適格法人の要件を満たしております。今回、家族とともに営んでいた畜産業を法人化するため、使用貸借により借り受け、トラクター2台を利用し、役員4人で43aの畑に家畜用飼料を栽培していく計画です。なお、11月15日に早坂賢一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の番号1番について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第1号議案の番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件の番号1番については、許可と決定いたします。

それでは、第1号議案の番号1番が終了したので、柴田市郎委員は入室してください。

(柴田市郎委員入室)

(午後1時38分)

議 長

それでは、引き続き第1号議案の審議をします。

番号2番から番号13番までの調査結果も、引き続き書面報告とします。

(11 番郷古雅春委員報告)

番号2番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機2台を所有し、家族3人で589aの農地を耕作しています。なお、11月16日に柴崎勝央農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はな

いと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で305aの農地を耕作しています。なお、11月15日に相原元浩農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

#### (3番赤間敬委員報告)

番号4番は、贈与により農業承継を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で62aの農地を耕作しています。なお、11月14日に二瓶均農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で91aの農地を耕作しています。なお、11月16日に早坂今朝美農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有し、稲刈りは作業委託により、家族2人で117aの農地を耕作しています。なお、11月17日に太田功治農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

#### (5番大里重市委員報告)

番号7番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で116aの農地を耕作しています。なお、11月15日に相原元浩農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表

のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、耕うん機1台を所有し、田植と稲刈は作業委託により、家族2人で51aの農地を耕作しています。なお、11月13日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号9番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で78aの農地を耕作しております。なお、11月13日に倉片誠喜農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

#### (10番熊谷幸夫委員報告)

番号10番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は、令和3年11月4日に開催したあっせん会によりあっせんが成立したものです。譲受人は現在、トラクター3台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で444aの農地を耕作しております。なお、11月13日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号11番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、耕うん機1台を所有し、田植えと稲刈りについては、機械を供出する親族との共同作業により、家族4人で40aの農地を耕作しております。なお、11月13日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号12番は、交換により耕作利便を図るものです。農業施設用地として利用していた宅地と交換するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、田植えと稲刈りについては作業委託により、1人で191aの農地を耕作しております。なお、11月13日に早坂久農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添

調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号13番は、使用貸借により農業承継を図るものです。譲受人は、譲渡人の長男で、別世帯になっていますが、農業経営の安定を図ることから、農業後継者として使用貸借により承継していくもので、農地等利用計画書が出ています。農機具（トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台）は実家にあるものを使用していくもので、家族2人で33aの農地を耕作するものです。なお、11月14日に若生宏明農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の番号2番から番号13番について調査の結果、許可相当と報告がありました。ご異議、ご意見等はございませんか。

菅野則義委員  
(8番)

番号12番は、「農地以外との交換」と書いてありますが、どういうことですか。

熊谷幸夫委員  
(10番)

親の代の昔に手続きをせずに農地同士を交換しており、一方が農地を農業用施設で利用していたところ、国土調査結果で地目が宅地となったことから、今回改めて手続きをするにあたり、農地と宅地の交換となりました。

議 長

他にご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

番号2番から番号13番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手と認めます。

よって第1号議案 番号2番から番号13番の農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時43分)

議 長

第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査

の概要を委員長から説明願います。

赤間敬第二調査委員会委員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会委員長赤間敬報告）

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、12番齋藤清太委員、14番佐藤とみ委員、16番鈴木通委員、17番高橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、貸資材置場に転用するものが1件です。調査の結果報告は14番佐藤とみ委員です。

（14番佐藤とみ委員報告）

番号1番は、貸資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、所有者が経営している会社に貸資材置場とするもので、田937㎡を転用し、資材置場に500㎡、駐車場（普通車5台）に75㎡、通路等に362㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、現況をそのまま利用するため、費用は発生しないものです。なお、許可を得ず砂利を入れたことに対し、始末書が提出されています。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

（午後1時45分）



議 長

第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、  
を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査  
の概要を委員長から説明願います。

赤間敬第二調  
査委員会委員  
長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会委員長赤間敬報告）

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、12番齋藤清太委員、14  
番佐藤とみ委員、16番鈴木通委員、17番高橋勝彦委員の4名で行いました。今  
回の申請は、資材置場に転用するものが3件、駐車場に転用するものが3件、  
太陽光発電パネル設置に転用するものが3件、資材置場に一時転用するものが  
1件、工事ヤードに一時転用するものが1件の合計11件です。番号1番から3  
番の報告は14番佐藤とみ委員、番号4番から7番の報告は12番齋藤清太委員、  
番号8番から11番の報告は16番鈴木通委員です。

議 長

第3号議案の番号1番については、15番庄司俊充委員が関連する案件です。農  
業委員会に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の  
審議開始から終了まで、庄司俊充委員は退席していただきます。

（庄司俊充委員退席）

議 長

それでは、最初に番号1番を審議することにいたします。  
調査結果は書面報告とします。

（14番佐藤とみ委員報告）

番号1番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地  
は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地  
改良事業施行区域外です。農地区分は、4m以上の道路の沿道の区域にあって、  
500m以内に小学校及び高等学校の2つの公共施設があることから、第3種農地  
と判断しました。申請は、隣接地の団体が駐車場を拡張するもので、畑79㎡を  
転用し、駐車場（普通車4台）に50㎡、通路に29㎡を利用する計画であり、  
計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であ  
ることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断し  
ました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されています。以  
上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断

し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案の番号1番について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。  
第3号議案の番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件の番号1番については、許可することに決定いたします。  
それでは、第3号議案の番号1番が終了したので、庄司俊充委員は入室してください。

(庄司俊充委員入室)

(午後1時48分)

議 長

それでは、引き続き第3号議案の審議をします。  
番号2番から番号11番までの調査結果も、引き続き書面報告とします。

(14番佐藤とみ委員報告)

番号2番は、資材置場に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木建築業者が田3,188㎡を転用し、資材置場に1,287㎡、駐車場(工事用車両4台・普通車4台)に200㎡、通路等に1,701㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されています。賃貸借の期間は5年です。現地の一部に盛土をしたことに対し、始末書が提出されています。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、賃借権の設定により資材置場に一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判

断しました。申請は、建設業者が近くに太陽光発電施設を設置するための資材置場として利用するもので、畑 1,176 m<sup>2</sup>（実測 6,420 m<sup>2</sup>）のうち 2,639 m<sup>2</sup>を転用し、資材置場に 740 m<sup>2</sup>、通路・転回スペースに 1,899 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題ないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されています。また、開発行為に関する協定書の写しが提出されています。一時転用の期間は、令和 4 年 2 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日までです。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（12 番齋藤清太委員報告）

番号 4 番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、建設業者が既存施設の拡張のため、事業地に隣接する田・畑 3,408 m<sup>2</sup>を転用し、資材置場に 1,283.5 m<sup>2</sup>、通路・転回スペースに 2,124.5 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されています。また、仙台市大倉川土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されています。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 5 番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、建築業者が畑 380 m<sup>2</sup>を転用し、宅地・山林 776 m<sup>2</sup>を含む事業面積 1,156 m<sup>2</sup>を、資材置場に 107.75 m<sup>2</sup>、駐車場（5 台）に 108.9 m<sup>2</sup>、通路等に 939.35 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されています。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 6 番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後 8 年以上経過している区域です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、建設機械リース業者が既存事業地の拡張のため、隣接する畑 348 m<sup>2</sup>を転用し、山林等 308

m<sup>2</sup>を含む事業面積 656 m<sup>2</sup>を、駐車場（10 台）に 140 m<sup>2</sup>、通路・法面等に 516 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されています。なお、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されています。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 7 番は、駐車場に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後 8 年以上経過している区域です。農地区分は、第 3 種農地に近接する区域の農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、建設機械リース業者が駐車場の拡張のため、隣接する田 996 m<sup>2</sup>を転用し、駐車場（大型車 3 台・普通車 12 台）に 263.7 m<sup>2</sup>、資材置場に 60 m<sup>2</sup>、通路等に 672.3 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されています。賃貸借の期間は 5 年です。なお、仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されています。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

#### （16 番鈴木通委員報告）

番号 8 番は、賃借権の設定により工事ヤードに一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後 8 年以上経過している区域です。農地区分は、第 3 種農地に近接する区域の農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、建設業者が工事現場の資材置場として利用するもので、畑 1,991 m<sup>2</sup>のうち、1,182.93 m<sup>2</sup>を転用し、農地転用した田 90.56 m<sup>2</sup>を含む事業面積 1,273.49 m<sup>2</sup>を作業ヤードに 228 m<sup>2</sup>、駐車場（12 台）に 165 m<sup>2</sup>、資材置場に 105 m<sup>2</sup>、通路等に 775.49 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されています。また、仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されています。一時転用の期間は、令和 3 年 12 月 13 日から令和 4 年 4 月 30 日までです。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号 9 番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第

2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田・畑 2,826 m<sup>2</sup>を転用し、太陽光発電パネル 336 枚(発電出力 49.5kW)に 829.58 m<sup>2</sup>、通路等に 1,996.42 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されています。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号10番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は太陽光発電事業者が、田 3,574 m<sup>2</sup>を転用し、太陽光発電パネル 336 枚(発電出力 49.5kW)に 829.33 m<sup>2</sup>、通路等に 2,744.67 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されています。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号11番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田 919 m<sup>2</sup>(実測 1,959 m<sup>2</sup>)を転用し、太陽光発電パネル 288 枚(発電出力 49.5kW)に 626 m<sup>2</sup>、通路等に 1,333 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されています。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第3号議案の番号2番から番号11番について調査の結果、許可相当と報告がありました。ご異議、ご意見等はございませんか。

大泉権吾委員  
(4番)

番号3番の資材置き場の一時転用ですが、期間が3年間なので事務局ではどう報告を求めますか。

事務局

転用から3か月後、その後1年ごとに進捗状況報告書や現地の写真を提出していただきます。完了を入れて4回の報告を求めます。

議長

他にご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。  
番号2番から番号11番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。  
よって、第3号議案 番号2番から番号11番の農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時50分)

議 長

第4号議案 競売に対する買受適格証明願承認の件を上程いたします。  
調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

赤間敬第二調  
査委員会委員  
長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会委員長赤間敬報告）

第4号議案の調査結果について報告します。調査は、12番齋藤清太委員、14番佐藤とみ委員、16番鈴木通委員、17番高橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、転用目的による、競売に対する買受適格証明願です。資材置場に転用するものが3件です。転用目的での買受適格証明願については、農地法第5条第1項の規定による許可申請があった場合における可否の判断基準と同趣旨により調査し、買受適格の有無を判断するものです。なお、買受適格証明書の交付を受けた者が最高価格買受申出人、または、次順位買受申出人となり、当該証明書に係る許可申請があった場合において、農業委員会会長が当該証明書の交付時と異なっていると認めたときを除き、許可相当として差支えないものとする事も併せて承認願います。番号1番から3番の報告は17番高橋勝彦委員です。

（17番高橋勝彦委員報告）

番号1番から3番は、転用目的による競売に対する買受適格証明願です。競売地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも合致せず、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。番号1番は、造園業を営む個人が資材置場とするもので、畑2,264㎡を資材置場に1,251㎡、植栽（仮植）に1,013㎡を利用する計画です。番号2番は、運送業を営む個人が資材置場とするもので、畑

2,264㎡を資材置場に利用する計画です。番号3番は、建築業者が資材置場とするもので、畑2,264㎡を資材置場に1,484㎡、駐車場(30台)に375㎡、通路等に405㎡を利用する計画です。いずれも計画面積及び用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全案件とも全額自己資金となっております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件の項目に該当するものがないと判断しましたので、承認相当と調査いたしました。

議 長

この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。

大泉権吾委員  
(4番)

番号1番は施設の概要に「仮植」と書いてあり、木を植えてしまう感じになるので、「仮植床」に直した方がいいのではないですか。

事務局

「仮植床」に訂正します。

議 長

他にご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。

第4号議案について、「買受適格を有すること」及び「買受適格証明を受けた者が農地法第5条許可申請を行った場合に、当該証明書の交付時と申請内容が異なっていると認めた場合を除いて、許可相当として差支えないものとする」とについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案競売に対する買受適格証明願承認の件(「買受適格を有すること」及び「買受適格証明を受けた者が農地法第5条許可申請を行った場合に、当該証明書の交付時と申請内容が異なっていると認めた場合を除いて、許可相当として差支えないものとする」と)については、承認することに決定します。

(午後1時58分)

議 長

次に、協議に入ります。

農地改良工事(現状変更)届出に係る事前協議について、第二調査委員会で協議しましたので、協議の結果を第二調査委員会赤間敬委員長から説明願います。

内容につきましては、書面での報告としますが、概要を赤間敬委員長から説明願います。

赤間敬第二調査委員会委員長

－ 協議の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会委員長赤間敬報告）

農地改良工事届出の 3,000 m<sup>2</sup>を超える面積の協議について、説明いたします。農地改良工事に関する取扱い要領の第 2 条第 2 項により、事前に協議することになっていることから、協議するものです。令和 3 年 10 月 28 日に農地法第 3 条の許可をした新規就農者から、農地改良工事の協議がありました。田 6,733 m<sup>2</sup>を盛土して、イチゴ栽培用施設園芸ハウスとして計画があるものです。農地法第 3 条許可申請の段階では、農地改良工事の計画が具体的に出ておりませんでしたので、承認を取っていないことから、今回協議をして進めるものです。新規就農でのハウス栽培に必要であることから、調査委員会では止むを得ないと判断しました。

議 長

ご質問・ご意見はございませんか。

高橋勝彦委員  
（17 番）

農地法第 3 条申請の受付時に、盛土も必要ではとお知らせして、きちんとした申請書を出してもらいたかったです。調査委員会は委員の半分ずつが担当しているので、月が替わると 3 条申請の審査時とメンバーが変わるため、一括で審議できるようにしてほしいです。

事務局

申請者が 1 人で対応していたので、3 条の権利の取得をしてから改良工事の準備に入りました。3 条取得の段階で時期などが決まっていませんでした。今回はタイミングが合わなかったため、単独での協議となっております。

議 長

盛土工事を 2 回に分けるとハウス工事の工期が遅れ、イチゴの収穫時期がずれるため、1 回で工事をさせてほしいということでした。他にご意見はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。  
3,000 m<sup>2</sup>を超える面積の届出に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、農地改良工事（現状変更）届出に係る事前協議、3,000 m<sup>2</sup>を超える面積の届出について、承認することにします。



議 長

続いて、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。

(1) 農地改良工事（現状変更）届出につきましては、書面での報告とします。

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会委員長赤間敬報告）

農地改良工事（現状変更）届出について、調査の結果を報告いたします。届出は1件ありました。畑 1,233 m<sup>2</sup>のうち 790 m<sup>2</sup>を盛土して畑として利用するものです。市街化調整区域の農振その他の区域です。本農地は、水はけが悪く管理しにくいことから、盛土して畑を改良し利用するもので、トマト・ナス・カボチャ・枝豆等を栽培する計画です。周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工事期間は、12月1日から令和4年3月30日までの約4ヶ月です。10月25日に私（赤間敬農業委員）が現地を確認しております。関係書類も整備されております。

議 長

農地改良工事届出につきまして、何か質問等はありませんか。

（全員なし）

議 長

続きまして、(2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(7) 売渡あつせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局  
農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、2ページに記載のとおり、番号4038から4045まで8件の届出がありました。転用目的の内訳は、駐車場への転用が4件、一般住宅・共同住宅・工場・資材置場への転用が各1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、3ページに記載のとおり、番号5097から5107まで11件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が6件、宅地・宅地造成・資材置場・駐車場・資材置場及び駐車場への転用が各1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。続きまして、(4) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出については、4ページから5ページに記載のとおり4件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。続きまして、(5) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知については、6ページに記載のとおり6件ありました。続きまして、(6) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件については、7ページに記載のとおり1件ありまし

た。続きまして、(7)売渡あっせん希望農地一覧表ですが、あっせん会で成立したものが2件、新規申出が2件、金額変更申出が1件、取り下げが1件ありましたので、一覧表を修正しております。別紙一覧表の網かけの部分が追加・変更となります。なお、ホームページにも掲載しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願ひします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(7)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

次に(8)「令和3年度農地パトロール(利用状況調査)の実施結果について(最終報告)」と(9)「農用地利用権設定利用調整会議(契約会)について(令和4年4月設定分)」は事務局から、(10)「令和3年度第1回地域振興委員会開催状況報告について」は加藤企画検討チーム長から報告願ひます。

事務局農地係

— 説明 —(8)「令和3年度農地パトロール(利用状況調査)の実施結果について(最終報告)」

— 説明 —(9)「農用地利用権設定利用調整会議(契約会)について(令和4年4月設定分)」

加藤企画検討  
チーム長

— 説明 —(10)「令和3年度第1回地域振興委員会開催状況報告について」

議 長

(8)「令和3年度農地パトロール(利用状況調査)の実施結果について(最終報告)」から(10)「令和3年度第1回地域振興委員会開催状況報告について」ご質問等はございませんか。

質問等がないようです。これらは報告事項ですので承願いたひと思ひます。

以上で報告事項を終了いたひします。

(午後2時17分)

議 長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、それぞれ受けまひます。

(1)会長等報告を私(佐々木均会長)と嶺岸会長職務代理者から報告まひまひます。資料4をご覧ください。

会 長

(会長報告)

会長職務代理者

(会長職務代理者報告)

議 長

ご質問等はございませんか。

菊地郁夫委員

常設審議委員会で保留が1件ありまひましたが、市町村でも審議をまひしているのです

(9番)	か。仙台市も2つありましたが、1度審議しているのが上がっていくのですか。
郷古雅春委員 (11番)	市町村で審査はしていますが許可の権限がないので、宮城県農業会議で審査を行います。
議 長	仙台市の案件は2件出ましたが、2件とも10月の総会にかかっています。他にご質問等はございませんか。
	(質疑応答)
議 長	続きまして、(2)「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」を農業振興課から説明いただきます。
農業振興課	— 説明 —(2)「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」
議 長	質問や意見等はございませんか。
	(意見なし)
農業振興課	資料5-3に様式がありますので、中身をご覧ください、お気づきの点がございましたら12月15日まで農業振興課にお願いします。
議 長	続きまして、(3)「農業用施設の不具合等の情報提供について(依頼)」を農林土木課から説明いただきます。
農林土木課	— 説明 —(3)「農業用施設の不具合等の情報提供について(依頼)」
議 長	質問や意見等はございませんか。
大泉権吾委員 (4番)	この依頼には宛先が書いてありませんが、推進委員にも依頼されるのでしょうか。
事務局	総会資料を推進委員にも郵送し依頼します。区域活動で内容をお繋ぎしてください。
議 長	続きまして、(4)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。
事務局 振興係	(4)事務局からの連絡事項について その他事務局からの連絡事項 (ア)12月～1月の予定表

- (イ) 令和3年度女性の農業委員会初任者委員のための研修会で推進委員が事例報告
- (ウ) 令和3年度農家相談の手引き
- (エ) 農業委員会手帳
- (オ) 他市町村農業委員会だより等（農政時流、新潟市中央、西区、熊本市）
- (カ) 防寒着について

議 長

ご意見、ご質問等はございますか。

(意見なし)

議 長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。  
他に何かありますか。  
なければ以上で全てを終了いたします。

司会：主幹兼振  
興係長

閉会のあいさつを嶺岸会長職務代理者からお願いします。

嶺岸会長職務  
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第43回総会を閉会します。

閉 会

(午後2時58分)